

令和8年度
事業計画書

島根県西部視聴覚障害者情報センター

目 次

| | | |
|---|-----------------------------------|-----|
| 1 | 事業運営計画----- | P 1 |
| 2 | 課題解決に向けた取組----- | P 2 |
| | (1) 利用者増への取組----- | P 2 |
| | (2) 関係機関・団体との連携への取組----- | P 2 |
| | (3) 各種ボランティアの養成・確保と資質の向上への取組----- | P 3 |
| | (4) 意思疎通支援者等の養成・確保への取組----- | P 3 |
| | (5) 視聴覚障がい者の ICT 活用の支援への取組----- | P 3 |
| | (6) 職員の専門的能力の育成への取組----- | P 4 |
| | (7) 機器情報の提供----- | P 4 |
| | (8) 地域活動の実施----- | P 5 |

1 事業運営計画

| 事業の種類及び利用定員 | | | | |
|---|------|-----|-------|----|
| 1 点字図書館事業 | | | | |
| 2 聴覚障害者情報提供施設事業 | | | | |
| 3 地域生活支援事業 | | | | |
| 運営方針 | | | | |
| 1 点字図書館事業 | | | | |
| 2 聴覚障害者情報提供施設事業 | | | | |
| (1) 管内地域住民にセンターの事業内容の周知を図り、利用者の拡大につなげる。 | | | | |
| (2) 関係機関・団体と連携し、利用者ニーズの把握に努め、利用者のニーズに即した多様かつ効果的なサービスの提供に努める。 | | | | |
| (3) 業務遂行に必要な資格の取得をはじめ、職員の専門的能力の向上を図る。 | | | | |
| (4) 各種ボランティアの確保に努める。養成講習・スキルアップ研修の充実を図るとともに、意欲的な活動を促進する。 | | | | |
| (5) 最新の機器情報の提供・貸出し・斡旋、生活訓練等に積極的に取り組み、視聴覚障がい者の自立、社会参加につなげる。 | | | | |
| 3 地域生活支援事業 | | | | |
| (1) 日常生活支援、社会参加支援のため、各種相談・訓練等、市町が対応できない広域的・専門的的事业について、島根県と協議しながら、可能な限り支援する。 | | | | |
| センターの持つ機能を社会資源として可能な限り地域に開放し、学校や団体の福祉学習を始めとする地域活動の実施を通して共生社会の実現に努める。 | | | | |
| 職種別職員配置 | | | | |
| 職種 | 正規職員 | 準職員 | 非常勤職員 | 合計 |
| 施設長 | 1 | | | 1 |
| 事務職員 | 1 | 4 | | 5 |
| 歩行訓練士 | 2 | | | 2 |
| 点訳・音訳指導員 | 1 | | | 1 |
| 合計 | 5 | 4 | | 9 |

2 課題解決に向けた取組

(1) 『利用者増への取組』

| | |
|--------------|---|
| 現状と課題 | 視聴覚障がい者情報提供施設としてのセンター業務について、管内の地域住民への広報に努め、利用者の増加を図る。 |
| 課題解決に向けた行動計画 | <ul style="list-style-type: none"> 県の広報媒体を活用し、センター業務の周知を依頼する。(継続) 各市町の福祉窓口にセンターのパンフレットや利用案内(墨字・点字・録音)等を配布し、身体障害者手帳の申請時等にセンターの紹介と資料の配布を依頼する。(継続) |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体と連携を密にし、視聴覚に不安がある方の悩みにすぐに対応をはじめめる。(新規) ・ 行政機関、公共施設、社会福祉施設、眼科・耳鼻科医等に、来訪者へのセンターの広報用チラシ配布を依頼する。(継続) ・ 公立図書館との連携を深め、見えにくさや読みにくさのある人への情報発信をより効果的に行う。(継続) ・ 様々な福祉イベントにセンターとして積極的に参加し、啓発展示、チラシ配布を実施する。(継続) ・ センターのホームページ及びフェイスブックで、センターの情報を速やかに発信する。(継続) ・ 関係機関等から出される意見や要望を基に、利用者ニーズを把握したサービス体制を整え、利用の増加につなげる。(継続) |
|--|--|

(2) 『関係機関・団体との連携への取組』

| | |
|--------------|---|
| 現状と課題 | それぞれの市町も人事異動により担当者が変わるため、障がい者福祉の制度についての理解不足があり、情報を求めている。利用者への対応が不十分である。 |
| (3) 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県西部の市町間でも、障がい者施策の対応が異なる点があるため、関係機関相互の連携を図り、制度のより良い運用に向けて、「事業推進 |
| 現状と課題 | 毎傘議点訳開催訳等めボ利用者の実情養成講習会各開催の対応等ぼつ求めてひ意思交換テ情報数有産函をいひ各産旺へ働きかけを行うに(要個人の掘掘由活を医事業要事例紹介等、各市町のサービス向上につながる情報 |
| 課題解決に向けた行動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 響随儀を活動ボ(継続)・音訳奉仕員の養成・確保について、各市町、ボ県内の医療・教育体籍社団体のボ連携協議るなめ(継続)ねビジョンねっと ・ (県の広報媒体を便らて参考種添ラ(継続)ア募集の周知を依頼する。(継続) ・ 各市町の広報紙等にボランティア募集記事の掲載を依頼する。(継続) ・ 地域活動等への参加者に主催団体を通じて、ボランティア募集チラシの配布を依頼する。(継続) ・ 点訳・音訳の養成講習修了者を対象とした、スキルアップ講習会を定期的に開催する。(継続) ・ スキルアップを支援するため、ボランティアグループの自主的勉強会に職員を派遣する。(継続) ・ 高度な技術の習得に意欲的なボランティアを、点字指導員講習会や音訳指導員養成講習会等に派遣する。(継続) |

『各種ボランティアの養成・確保と資質の向上への取組』

(4) 『意思疎通支援者等の養成・確保への取組』

| | |
|---------------------|--|
| 現 状 と 課 題 | 西部では同行援護、手話通訳、要約筆記等を担う人材の養成が進まず、登録者が少ないので視聴覚障がい者の自立生活、社会参加を促進するため、支援者の養成の取組を支援する必要がある。 |
| 課題解決に向けた 行 動 計 画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県社会福祉協議会等が行う同行援護従事者の養成研修に、職員を講師として派遣する。(継続) ・ 市町が実施する手話奉仕員養成講習に対して、人的な支援（講師派遣、相談等）を行う。(継続) ・ 県が実施する手話通訳者養成講習に対して、人的な支援(講師派遣、相談等)を行う。(継続) |

(5) 『視聴覚障がい者の ICT 活用の支援への取組』

| | |
|---------------------|---|
| 現 状 と 課 題 | 世の中の変化が著しく、視聴覚障がい者への ICT 機器の利用が強く求められており、生活の利便性を高めるさまざまな機器やソフトが開発され、ICT 技術の活用が重要になっており、情報へのアクセスが円滑に行えるように支援する必要がある。 |
| 課題解決に向けた 行 動 計 画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT サポートセンターとして、職員の視聴覚障がい者への ICT 活用支援能力を高める。(継続) ・ ICT 機器の紹介や貸出、利用に係る相談に対応する。(継続) ・ ICT 機器の活用方法について、講習等を実施するほか、利用者訪問時 |

| | |
|--|---|
| | <p>等に個別に指導を行う。(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報機器が使用できない利用者に対して、センターが、リクエストに応じて「サピエ」等から情報をダウンロードして提供したり、センターの広報誌を通して様々な情報の発信を行う。(継続) ・ ネット社会での情報格差により、生活支援に差が生じないような体制を考慮する。(継続) |
|--|---|

(6) 『職員の専門的能力の育成への取組』

| | |
|-------------------------|---|
| 現 状 と 課 題 | 当センターの業務遂行のためには、専門的な資格や能力が必要であり、業務が偏ってしまっており、利用者を待たせることなくスムーズに対応できるよう、有資格者の育成や全職員のスキルアップが必要である。 |
| 課 題 解 決 に 向 け た 行 動 計 画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的資格や能力の取得のための研修に職員を派遣する。(継続) ・ 専門の知識のある職員が、他の職員を指導する。(新規) ・ 視聴覚障がい者を取り巻く社会状況や社会福祉制度、日常生活用具等について理解を深めるため、所内研修を年3回実施する。(継続) ・ オンライン研修等の利用により、業務の合間を縫って必要な研修への参加も可能であり、より多くの職員の研修参加を促進する。(継続) |

(7) 『機器情報の提供』

| | |
|-------------------------|--|
| 現 状 と 課 題 | 補装具・日常生活用具等の技術開発は目覚しく、利用者から寄せられる相談、問い合わせが多様化・高度化しており、利用者のニーズに適切な支援を行うためには、常に最新の情報を収集し、精通しておく必要がある。 |
| 課 題 解 決 に 向 け た 行 動 計 画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者向け新聞・雑誌、インターネット、メーカー等から最新の機器やソフトの情報を収集し、利用者に提供する。(継続) ・ 機器展示相談会を開催し、展示用補装具や日常生活用具、メーカー出展の最新機器等を来場者へ紹介し、試用して利便性等を確認後、購入していただくよう配慮する。(継続) ・ 引き続き事務局と連携しながら、島根県への予算要求を行い、展示・貸出用補装具や日常生活用具、視聴覚用機器等の更新に努める。(継続) |

(8) 『地域活動の実施』

| | |
|----------------------------|--|
| 現 状 と 課 題 | 視聴覚障がいへの理解不足、知る機会もないことにより、社会の心のバリアがなくなる現状で、視聴覚障がい者にとって暮らしやすい共生社会の実現、社会参加に少しでも貢献できるよう、積極的に地域活動を行っていく必要がある。 |
| 課 題 解 決 に 向 け た 行 動 計 画 | <ul style="list-style-type: none">・ 浜田市健康福祉フェスティバル、その他福祉イベントに積極的に参加し、来場者に点字体験、手話体験の機会を提供したり、啓発展示を行う。 （継続）・ 児童生徒や地域住民の視聴覚障がいへの理解を深めるため、学校や地域の団体等での福祉学習を積極的に引き受ける。（変更）・ 官公庁や公共施設等へ出向き、窓口職員を対象とした「窓口での聞こえにくい、聞こえない人とのコミュニケーション講座」を実施する。（継続）・ 視覚障がい者の来訪がある職場に出向き、「視覚障がい者対応研修」を実施する。（継続） |